証券コード　4827
平成28年10月７日

株　主　各　位

福岡市中央区薬院三丁目16番27号
ビジネス・ワンホールディングス株式会社
代表取締役社長　尾　﨑　朝　樹

臨時株主総会招集ご通知

拝啓　日頃より格別のご高配を賜り厚く御礼申しあげます。

さて、当社臨時株主総会を下記により開催いたしますので、ご出席くださいますようご通知申しあげます。

なお、当日ご出席願えない場合は、書面によって議決権を行使することができますので、お手数ながら後記の株主総会参考書類をご検討くださいまして、同封の議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示いただき、平成28年10月21日（金曜日）午後６時までに折り返しご送付くださいますようお願い申しあげます。

敬　具

記

１．日　　時　平成28年10月24日（月曜日）午前11時

２．場　　所　福岡市中央区薬院三丁目16番27号　薬院ビル６Ｆ
本社　会議室
（末尾の会場ご案内図をご参照ください。）

３．目的事項

決議事項

議　　案　定款一部変更の件

以　上

◎　当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申しあげます。

◎　株主総会参考書類に修正が生じた場合には、インターネット上の当社ウェブサイト（http://www.businessone-hd.co.jp/）に掲載させていただきます。

株主総会参考書類

議案　定款一部変更の件

１．提案の理由

今後の事業展開および事業内容に対応するため、当社の現行定款第２条（目的）について、事業目的の内容を一部変更し、また、あわせて表現を見直し、全体の平仄を整えるために所定の変更をおこなうものであります。

２．変更の内容

変更の内容は次のとおりであります。　　（下線は変更箇所を示します。）

現　行　定　款	変　更　案
第１章　総　則	第１章　総　則
（商号）	（商号）
第１条　当会社は、ビジネス・ワンホールディングス株式会社と称し、英文では Business One Holding, Inc. と表示する。	第１条　当会社は、ビジネス・ワンホールディングス株式会社と称し、英文では Business One Holdings, Inc. と表示する。
（目的）	（目的）
第２条　当会社は、次の事業を営むことを目的とする。	第２条　当会社は、次の事業を営むことを目的とする。
（１）次の事業を営む会社およびこれを営む会社の株式または持分を所有することにより、該当会社の事業活動を支配・管理すること	（１）次に掲げる事業
1.　（条文省略）	1.　（現行どおり）
2.　情報処理に関するソフトウェア及びハードウェアの販売ならびに付帯する業務	2.　情報処理に関するソフトウェアおよびハードウェアの販売ならびに付帯する業務
3.　～4.　（条文省略）	3.　～4.　（現行どおり）
5.　通信情報処理制御、計測、放送に関するシステム機器の部品の製造及び販売	5.　通信情報処理制御、計測、放送に関するシステム機器の部品の製造および販売
6.　～8.　（条文省略）	6.　～8.　（現行どおり）
9.　信用保証及び信用調査に関する業務	9.　信用保証および信用調査に関する業務
10.　（条文省略）	10.　（現行どおり）
11.　金銭債権、有価証券及び信託受益権の保有及び売買	11.　金銭債権、有価証券および信託受益権の保有および売買

現　行　定　款	変　更　案
12.　（条文省略）	12.　（現行どおり）
13. 損害保険業及び生命保険の募集に関する業務	13. 損害保険代理店業および生命保険の募集に関する業務
14. 信託契約代理店業に関する業務	14. 信託契約代理業に関する業務
15. ～17.　（条文省略）	15. ～17.　（現行どおり）
18. 建築物の各種設備機器の点検、保守、管理及び修理の業務	18. 建築物の各種設備機器の点検、保守、管理および修理の業務
19. 建物の調査、診断改修工事の立案及び作成	19. 建物の調査、診断改修工事の立案および作成
20. ～25.　（条文省略）	20. ～25.　（現行どおり）
26. 飲食店及び喫茶店の経営	26. スポーツ、飲食、文化、娯楽、美容、医療、福祉および研修教育等の各種施設・設備の経営および関連する役務提供
（新　設）	27. ホテルおよび旅館等の宿泊施設の経営
27. 食料品、衣料品、小物装飾品、レジャー用品及び家庭用雑貨品の販売ならびに受託販売	28. 食料品、衣料品、小物装飾品、健康機器、レジャー用品および家庭用雑貨品の販売ならびに受託販売
28.　（条文省略）	29.　（現行どおり）
29. 経営及び財務コンサルタント業務	30. 経営および財務コンサルタント業務
（新　設）	31. 整骨院、鍼灸院およびマッサージ院の経営
（新　設）	（２）前号に掲げる各業務を営む会社、組合、その他これに準ずる事業体の株式または持分を所有することにより、当該会社等の事業活動を支配・管理すること
（２）前号に付帯関連する一切の業務	（３）前各号に付帯関連する一切の業務
（機関）	（機関）
第４条　当会社は、株主総会及び取締役のほか、次の機関を置く。	第４条　当会社は、株主総会および取締役のほか、次の機関を置く。
1. 取締役会	1. 取締役会
2. 監査役	2. 監査役
3. 監査役会	3. 監査役会
4. 会計監査人	4. 会計監査人

現　行　定　款	変　更　案
第３章　株 主 総 会	第３章　株 主 総 会
（招集の時期及び議決権）	（招集の時期および議決権）
第11条　（条文省略）	第11条　（現行どおり）
（招集権者及び議長）	（招集権者および議長）
第13条　（条文省略）	第13条　（現行どおり）
（決議の方法）	（決議の方法）
第14条　株主総会の決議は、法令又は本定款に別段の定めがある場合を除き、出席した議決権を行使することができる株主の議決権の過半数をもって行う。	第14条　株主総会の決議は、法令または本定款に別段の定めがある場合を除き、出席した議決権を行使することができる株主の議決権の過半数をもって行う。
②　（条文省略）	②　（現行どおり）
（議決権の代理行使）	（議決権の代理行使）
第15条　（条文省略）	第15条　（現行どおり）
②　株主又は代理人は、株主総会毎に代理権を証明する書面を当会社に提出しなければならない。	②　株主または代理人は、株主総会ごとに代理権を証明する書面を当会社に提出しなければならない。
（議事録）	（議事録）
第16条　株主総会における議事の経過の要領及びその結果ならびにその他法令に定める事項については、これを議事録に記載又は記録する。	第16条　株主総会における議事の経過の要領およびその結果ならびにその他法令に定める事項については、これを議事録に記載または記録する。
第４章　取締役及び取締役会	第４章　取締役および取締役会
（選任方法）	（選任方法）
第18条　（条文省略）	第18条　（現行どおり）
②　取締役の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の３分の１以上を有する株主が出席し、その議決権で行う。	②　取締役の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の３分の１以上を有する株主が出席し、その議決権をもって行う。
③　（条文省略）	③　（現行どおり）
（代表取締役及び役付取締役）	（代表取締役および役付取締役）
第20条　（条文省略）	第20条　（現行どおり）

現　行　定　款	変　更　案
（取締役会の招集権者及び議長） 第21条　（条文省略） ②　取締役社長に欠員又は事故があるときは、取締役会において予め定めた順序に従い、他の取締役が取締役会を招集し、議長となる。	（取締役会の招集権者および議長） 第21条　（現行どおり） ②　取締役社長に欠員または事故があるときは、取締役会において予め定めた順序に従い、他の取締役が取締役会を招集し、議長となる。
（取締役会の招集通知） 第22条　取締役会の招集通知は、会日の３日前までに各取締役及び各監査役に対して発する。ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。 ②　取締役及び監査役の全員の同意があるときは、招集の手続きを経ないで取締役会を開催することができる。	（取締役会の招集通知） 第22条　取締役会の招集通知は、会日の３日前までに各取締役および各監査役に対して発する。ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。 ②　取締役および監査役の全員の同意があるときは、招集の手続きを経ないで取締役会を開催することができる。
（取締役会の議事録） 第24条　取締役会における議事の経過の要領及びその結果ならびにその他法令に定める事項については、これを議事録に記載又は記録する。	（取締役会の議事録） 第24条　取締役会における議事の経過の要領およびその結果ならびにその他法令に定める事項については、これを議事録に記載または記録する。
（取締役会規程） 第25条　取締役会に関する事項は、法令又は本定款のほか、取締役会において定める取締役会規程による。	（取締役会規程） 第25条　取締役会に関する事項は、法令または本定款のほか、取締役会において定める取締役会規程による。
第５章　監査役及び監査役会	第５章　監査役および監査役会
（監査役会の議事録） 第33条　監査役会における議事の経過の要領及びその結果ならびにその他法令に定める事項については、これを議事録に記載又は記録する。	（監査役会の議事録） 第33条　監査役会における議事の経過の要領およびその結果ならびにその他法令に定める事項については、これを議事録に記載または記録する。
（監査役会規程） 第34条　監査役会に関しては、法令及び本定款のほか、監査役会において定める監査役会規程による。	（監査役会規程） 第34条　監査役会に関しては、法令および本定款のほか、監査役会において定める監査役会規程による。

以　上

メ　　モ

メ　　モ

臨時株主総会会場ご案内図

福岡市中央区薬院三丁目16番27号　薬院ビル６Ｆ
本社　会議室
☎（092）534－7210（代）

